

第1号議案

2022年度活動報告

(2022年4月～2023年3月)

2022年4月～2023年3月の活動について報告する。

2022 年度活動報告

I. 概要

2022 年度は、引き続き新型コロナウイルスの感染が拡大するなかで、全国的に実施段階に入ったヤングケアラー支援の具体化に力を入れるとともに、ヤングケアラー支援を包摂した全世代型のケアラー支援の法制化、条例化を進めるアピールを行った。また、国際的なケアラー支援への取組みについて、IACO のグローバルレポート増補版抜粋の日本語版を作成し、ホームページに掲載するなど情報提供を行う事ができた。一方、法制化については足踏み状態が続いており、また、基礎自治体・地域においてケアラー支援の具体的なイメージが持てるよう、より具体的な支援施策の提案、実践的なケアラー支援策の提案については、追い付かない状況であった。

政府は 2022 年度、ヤングケアラー支援（早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上）について予算化した。ヤングケアラー支援体制強化事業としては、実態調査・把握、関係機関職員研修、支援体制構築モデル事業（ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制の推進、オンラインサロンの運営・支援等）があり、これを受けて自治体での取組みが進み、連盟においても自治体から事業を受託したり、多くの研修依頼などを受けた。また、3 月には、「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」報告書（厚生労働省）が公開された。

連盟は 2022 年度も、ヤングケアラー・ケアラーのイラスト使用許可依頼、講師依頼、支援ツールなどさまざまな問い合わせに忙殺されている。そこで、ヤングケアラー支援を担う人材育成のため、ヤングケアラーを理解し支援するための研修インストラクター養成オンライン講座の開催に取り組んだ。

条例化については、2022 年度に入り、埼玉県入間市、さいたま市、福島県白河市、長崎県、鳥取県、奈良県大和郡山市、栃木県、栃木県鹿沼市、埼玉県戸田市において、ケアラー支援に関する条例が制定・公布された（計 9 自治体）。入間市、鹿沼市以外は、全世代のケアラー支援を目的としている。

ヤングケアラー支援が推進される中で、若者支援、家族全体への包括的支援（家族員それぞれへのアプローチと複合的支援）、全世代のケアラー支援が抜け落ちる懸念があることに留意する必要がある。連盟はその旨のアピール「ケアラー支援法（仮称）・条例の実現に向けて」をホームページに掲載した。さらに、現在、18 歳未満をヤングケアラーとしているが、切れ目のない支援が求められているため、若者ケアラー（18 歳から

30代)のうち18歳～25歳頃のケアラーは大人への移行期にあたり、「ヤングアダルトケアラー」として、そのライフステージを意識した支援を重要視していく必要があるという考えを示した。

しかしながら、ヤングケアラー支援の施策のみが進められており、令和3年度、4年度「孤独・孤立対策の重点計画」の「孤独・孤立対策に関するこれまでの政府の主な取組」としてヤングケアラー支援が記載され、こども家庭庁創設に関連しては、困難な状況にあるこども支援の対象としてヤングケアラーが位置づいている。一方、社会保障審議会介護保険部会意見や厚労省「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会」などでは、介護者や親たちに注目したものの、『全世代型社会保障報告書』（令和4年12月16日、全世代型社会保障構築会議）に、ケアラー支援の視点はみられない。

国は、社会保障費用抑制の観点から介護保険サービス縮減の議論を継続しているが、すでに、コロナ禍での収入減や公共料金などの物価高等経済環境の変化により、要介護者のいる低所得世帯などで、介護保険サービスの利用控えなどの傾向が出てきており、ケアラーが社会経済状況のあおりを受ける実態が顕著になっている。

情報発信、社会的キャンペーンについては、フォーラム開催やニュース、政策パンフレット発行等のみならず、HPのリニューアルやFacebookでの情報発信が安定・充実してきている。財政については寄付や助成金獲得ができており、それを原資に、事務局体制を強化し、強力なメンバーによるチーム体制として事務局機能が果たされている。

Ⅱ. 事業

事業—1. 介護している人介護者を気遣う人に関する調査研究

ケアラー支援、ヤングケアラー支援を進めるため、条例制定自治体の取組みの現状を把握し、施策の推進に向けた提言を行なうため、23年1月現在、条例を制定・公布している14自治体（5道府県、1政令指定都市、5市、3町）にアンケート調査を行い、13自治体より回答を得た。条例制定の目的、基本理念など共通している部分もあるが、条例制定時期、自治体の規模や地域状況、ケアラー支援に対する考え方、これまでの施策の特徴などにより、支援の対象、方法、施策に違いが明らかになった。

事業—2. ケアラー支援のための立法提言を含む政策立案・提言活動

1) ケアラー支援法制化・ロビー活動の推進

①4月20日（水）自民党ケアラー議員連盟第8回総会 衆議院第1議員会館にて町亞聖氏を講師にむかえ「すべてのことには時がある～18歳からの十年介護」という

タイトルの講演とともに、厚生労働省・文部科学省よりヤングケアラーの実態調査報告ならびに日本ケアラー連盟より「条例化の動向と9都市要望等について」の報告を行った。

②11月7日（月）事業説明と情報交換 ケアラー議連野中事務局長に全国の条例化の状況などを報告し、今後の議連等の取り組みについて検討を行った。議連は、2023年1月に会員の増員を目的に再募集を行い、自民党議員へ入会のはたきかけを行うこととなった。

③2月13日（月）要望書や議連開催に向けての打合せ 野中事務所にて次の重点課題として、ヤングケアラーのみならず、視点を子ども・若者の問題として「ヤング・アダルトケアラー」に焦点を当てた議連の開催を要望。「こども家庭庁」への移管が落ち着いた時期に、関係省庁への要望書の提出について、また議連開催に向けてのプロセスについて、アドバイスを受けた。

2) ケアラー支援条例化

①2022年度は、3県、1政令指定都市、5市でケアラー支援に関する条例が公布された。埼玉県入間市（公布2022.6.27、施行2022.7.1）、さいたま市（公布・施行2022.7.1）、福島県白河市（公布・施行2022.9.30）、長崎県（公布2022.10.14、施行2023.4.1）、鳥取県（公布2022.12.26、施行2023.1.1）、大和郡山市（公布2023.2.24、施行2023.4.1）、栃木県（公布2023.3.15、施行2023.4.1）、鹿沼市（公布2023.3.22、施行2023.4.1）、戸田市（公布2023.3.31、施行2023.4.1）である。さいたま市は政令市で初めてである。また、入間市、鹿沼市はヤングケアラーのみを対象とした条例（ヤングケアラー支援条例）、長崎県、栃木県は議員提案条例である。鳥取県は「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」として制定している。

2022年度末現在、18自治体での条例化が実現しており、条例化準備中の自治体も全国にある。神奈川県でも県議会と市民による条例制定の気運が高まっている。連盟の理事、会員が関わっている場合もあり、連盟内で情報交換や協力体制が少しずつ構築されている。

②ケアラー支援条例のタイプとして、支援の対象をケアラーとするものから、ケアラー・要介護者・その他の家族とするものがある。

③条例制定後、条例の理念、条文を生かして、どのように具体的に施策化・事業化、関係機関が連携してケアラー支援を進めていくかの実施段階に入っている。連盟としては主に人材育成に関わっているが、広報啓発、調査、発見から相談・支援・アセスメント・支援計画・実施・連携の流れ、人材育成、ケアラー支援ツールの開発、生活支援、当事者・地域を含む推進体制づくりなどの構想と枠組みの提案、また条例化の成果・効果の評価などへの取り組みはなかなか追いついていない。

④ヤングケアラー支援に特化した条例の制定についての連盟の姿勢として、「全世代のケアラー支援を土台に、その中でヤングケアラーの特性やニーズに即した支援を展開するという基本的・包括的スタンス」をホームページで広く明らかにした。

3) 政策パンフレットの普及

2019年度に改定した政策提言パンフレットについては、複数の自治体で条例化が実現したことなどから、2021年7月に補足資料を作成し、3自治体の条例やヤングケアラー支援をめぐる国の施策動向などについて収録するなど、パンフレットの実用化と豊富化を行った。FITチャリティ・ランの寄付金を活用して作成し、全国の自治体に啓発用として配布した。自治体や自治体議員、NPOや市民団体、メディアなどに活用されているが、今後さらに普及の余地があると思われる。

全国での条例化の取り組みやヤングケアラー支援施策の普及に向けて、実践的な啓発資料としての活用に取り組んだ。

4) 推進体制の整備

今年度も国会・省庁ロビー活動に関しては、国会開催時期をにらんでの動きになったが、日常的にロビー活動の推進を担う専任者としてのメンバーがみつかっていないため体制強化をすることができなかった。

一方で、各地で条例化や実態調査、研修などの自治体の動きが活発化しており、その動きを集約した。今後会員の中からも地域情報を伝え地元から議員等への働きかけの推進役を担ってもらい、情報収集の機会を作っていくことも検討していきたい。

事業—3. ケアラー支援実践の施策・事業化に向けた取り組み

1) ケアラー支援ツールの再構築

先駆的な自治体での条例化が実現し、自治体条例化については具体的な実践段階に入っている。このため、政策パンフレットに条例化と国のヤングケアラー施策に係る補足資料を作成し、情報提供に務めてきた。

ヤングケアラー支援についても具体的施策の実施段階に入っており。実施段階に応じた活用しやすいケアラー支援ツールの具体的モデルが求められたため、2021年に研修用DVD(自治体職員向け、専門職向け、地域向け)を作成した。さらに、自治体の取り組みが進捗すれば、研修需要がますます増えることが想定されるため、新たな支援ツールとして、「研修インストラクター養成」を目的とした、eラーニングとしてオンライン講座を実施した。オンデマンド配信と、集合研修を組み合わせ、各自治体・地域レベルでの研修インストラクターができる人材を増やすのが目的である。全国の自治体、社協、専門職団体などからの受講があり、キャンセル待ちが出る状況。研修需

要が高いことがわかる結果となっている。

更にケアラー支援ツールとして、「汎用版ケアラー手帳」の編集作業に着手したが、コンセプトのさらなる検討を要することから、作成は2023年度に繰り延べた。

また、ケアラー支援ツールとして、アセスメントシートについては、効果的で現場に導入しやすいフォーマットの作成が課題となっている。

2) 地域の支援体制のモデル構築およびケアラー支援の人材育成

北海道では、「ケアラー支援条例」の制定に伴い、今年度の重点事業として、「ケアラー支援事業」が位置づけられ、全国初の「ケアラー支援局」と「ケアラー支援推進センター」（北海道社会福祉協議会に運営委託）が設置された。今年度は、連盟と協働体制で、行政や各種専門機関等のケアラー支援にかかわる専門職等に対する研修事業のプログラム開発とテキスト作成を行い、理事が講師陣となった。同様に茨城県でも、条例制定に伴う専門職人材育成研修が実施され、理事を中心に地域での研修を通じて支援プログラム開発とともに、講師役としてかかわった。

さらに、ケアラー支援条例が施行された茨城県からも研修委託があり、専門職を中心としたケアラー・ヤングケアラー支援のための研修に講師とワークショップの推進役として理事数名が現地に向かい研修に携わった。

3) 新型コロナ対策

コロナ禍が長期化している中で、ケア負担やケアストレスの増大など、ケアラーが直面する困難について、引き続き、2020年3月～4月に実施した緊急アンケートの結果を踏まえ、ケアラーに対する「ケアラーのバトン（緊急引継ぎシート）」などのツールの提供や、国や自治体に対するケアラー感染時の要介護者等への緊急支援や一時保護体制の構築について、継続を求めた。ケアラー感染時の緊急支援対策については国への要請も行ってきたが、感染率の高い都道府県、政令指定都市を中心に、緊急保護体制は維持されているものの、感染が長期化・拡大する中で改めて、ケアラーの日常をサポートできる体制の点検など点検していく必要がある。2022年中も、ケアラー感染時の要介護者へのケアについての問い合わせが、何件か寄せられている。

2020年年明けからはじまったコロナ禍生活が4年目を迎え、行動制限はほぼ緩和されてきているが、感染率が高いウィルスの存在にケアラーは依然警戒感を持っている。長期化が想定されるが、ケアラーにとっての懸念やニーズは変わらないため、国や自治体への緊急時対応等終了することなく、継続するよう求めていく必要がある。

事業一4. ヤングケアラープロジェクト活動

2022年度は、ヤングケアラー支援、とりわけ相談体制、自治体における多機関連携体

制について進展させることを目標に、小・中学校及び高校を対象としたヤングケアラー支援プログラムの開発に取り組んできた。国のヤングケアラー施策が動き出し、各自治体でも進みはじめている中、啓発や研修事業の取り組みとしてスピーカーの講師紹介の依頼が約 40 件と大変有意義で活発な一年であった。

1) 調査

自治体がヤングケアラーの実態を把握し、支援することを促進するために、ヤングケアラー実態調査に関する情報を、Web 上で提供した。

2) スピーカーズバンク

・スピーカー育成講座

開催日：8月27日（土）10:30～16:30 対面開催 成蹊大学6号館

9月24日（土）13:30～16:30 オンライン開催（Zoom）受講者のべ数：8名

・スピーカー育成講座の受講者向けオンライン交流会

これまでの受講者を対象に情報交換や近況報告などをする場として交流会を実施。

開催日：12月11日（日）15:30～16:30 オンライン開催（Zoom）参加者数：12名

・スピーカーの登録と紹介の取り組みの基盤整備

スピーカーの紹介を充実させていくための基盤を整備した。現在、登録者は28名。スピーカーが安心して講演会等に臨めるように、「スピーカー活動ガイドライン」（フォロー体制の明確化）の作成を行った。

3) モデル研修プログラムの開発（埼玉県ヤングケアラーサポートクラス：委託）

・学校でのヤングケアラー支援のモデルとなるよう、教職員、保護者、生徒を対象とした研修プログラムを開発する。埼玉県内で実施するヤングケアラー出前講座「埼玉県ヤングケアラーサポートクラス事業」の実施に協力をした。高校10校、中学校4校、小学校1校、PTA向け1回の実施を行った。

・自治体を実施するヤングケアラー支援研修に、講師やスピーカーの紹介やコーディネートを行った。22年度の実績は40件近くに上る。

4) 学習会、シンポジウム等

・ヤングケアラー支援にかかわる知識を得て、ヤングケアラー支援について検討を行っていくために、外部講師を招聘し学習会を実施した。また、ヤングケアラー・若者ケアラー当事者と共にワークショップを開催した。

6月 勝呂ちひろさん（一般社団法人 Omoshiro）「親子丸ごと伴走支援の現場から」

8月 長谷川拓人さん（成蹊大学）「ヤングケアラーにとっての離家一家を離れる前と後の「ケアとの距離」一」

10月 朝日華子さん(SSW)「ヤングケアラーとの出会いと支援—スクールソーシャルワーカーとしての実践と調査結果から—」

・ヤングケアラー及びヤングケアラー支援についての社会的理解・認識を高めていくことを目的に、「動き出したヤングケアラー支援 やってみてどうだった？」をテーマにシンポジウムを実施した。

開催日：2月26日(土) 13:30~16:00 オンライン開催(参加費無料)

参加者：109名

プログラム

●ヤングケアラー施策の現状:田中悠美子さん(立教大学コミュニティ福祉学部 助教)

●パネルディスカッション:

朝日 華子さん(茨城県教育委員会・福島高専スクールソーシャルワーカー)

樋渡 貴晴さん(日本医療ソーシャルワーカー協会)

田島 勉さん(江戸川区児童相談所 相談課長)

*コーディネーター:松崎実穂さん(ヤングケアラープロジェクト)

*コメント:元ヤングケアラー当事者2名(ヤングケアラープロジェクト)

5) ヤングケアラー支援施策の推進

・国のヤングケアラー支援施策が示されたことを受け、各自治体のヤングケアラー支援施策が活発化する中、推進委員会・検討会に森田理事(東京都、山梨県)、田中理事(東京都、埼玉県)が委員として出席をした。

・8月頃より、若者ケアラーについて検討しはじめ、2月にヤングアダルトケアラーに関する見解のとりまとめを発表した。18歳未満をヤングケアラーとしているが、切れ目のない支援が求められている。若者ケアラー(18歳から30代)のうち18歳~25歳頃のケアラーは大人への移行期にあたり、「ヤングアダルトケアラー」として、そのライフステージを意識した支援が重要視していく必要があるという考えを示している。

6) 定例研究会・運営会議

定例研究会及び学習会を偶数月第2日曜日(年6回)に実施した。また、活動を円滑に行っていくために、21年度から運営会議を隔月(奇数月第1木曜)に実施した。

7) その他

・ピアサポート

Web上においてヤングケアラーのためのピアグループの紹介を行った。

ピアサポートグループリーダーのつどいを11月2日に対面で実施。参加者7名。

・ヤングケアラーの社会的理解を促進するために、自治体やマスコミの実施するヤング

ケアラーについての広報や報道に協力した（ヤングケアラーのイラストの二次使用を含む）。

事業一5 ケアラー支援の必要性と政策実現を目的とした啓発・情報提供事業

1) シンポジウム・フォーラム等

2022年度のケアラー支援フォーラムは、2023年3月19日にオンラインにて開催した。

テーマは、「ケアラー条例制定の成果と期待される効果」とし、先行する都道府県の条例化にかかるキーパーソン、埼玉県吉良英敏県議会議員、北海道保健福祉部次長ケアラー支援担当局長の野澤めぐみさん、長崎県江真奈美県議会議員を招いて、条例化後の施策の実施状況や今後の実施計画、行政の姿勢などについて、パネルディスカッションを行った。

代表理事あいさつでは、「要介護・要支援当事者に対する支援施策の劣化という政策動向がある中で、あらためて要介護者本人への支援施策の拡充と、ケアラー支援について、その中味と、多様なケアラーのニーズについて、丁寧に議論していく必要がある」と、今日的課題について指摘された。長崎県は2023年4月の施行となるが、ケアラー経験者でもある江議員が、精力的に多様な当事者や関係者との合意形成を通じて、条例化に至った。2023年度前半に有識者会議を設置し、施策の具体的実施に乗り出す。北海道では、2023年度から3年間を集中取り組み期間として様々な施策を具体化しているが、市町村への支援体制の整備をポイントとしており、広域分散型の全道的な推進体制整備に取り組んでいる。また当事者や支援団体の意見を踏まえた施策の推進に留意している。埼玉県では、条例化初年度2021年度2億円だった予算が、2023年度には14億円となり、県内の認知度の向上と、支援計画の具体化で着実に進捗している。市町村への支援も、相談窓口設置やサロンの立ち上げなど、現場への理解促進のための研修支援や多様なケアラーへの支援プラン作りに取り組んでいるとのことであった。

2) ニュースの定期発行と編集の充実

2022年は12月までに、No.20、No.21の2号を発行した。啓発・情報提供ツールとして、関係者や各界から問題提起いただくツールとして、ロビー活動やさまざまな場面で活用できているが、年3回程度の定期発行とHPにも順次公開していくことが課題となっている。

3) 社会的キャンペーンの展開

HPの改定により、より見やすく検索しやすいコンテンツに変更したことにより、連

盟 HP へのアクセスの利便性が高まった。また、Facebook での情報発信の定着が図られ、専門の担当者による、リアルタイムの情報発信が、実施できている。

ニュースや政策パンフレット発行等による情報提供や問題提起とともに、講師紹介やメディアへの情報提供、各種問い合わせへの対応など、ケアラー・ヤングケアラー支援に取り組む個人や団体へのサポートや貢献に努めている。丁寧に対応することで依頼自治体や各種団体等とのネットワークやパイプ作りもできてきている。

特に、ケアラー・ヤングケアラーイラストについては、象徴的な可視的ツールとして依然照会が多く、社会的キャンペーン効果において大きな役割を果たしている。

事業—6. 国内の多様な団体との横断的ネットワーク

今年度は、企業よりの寄付の配分をきっかけにし、初めての試みではあるが全国のヤングケアラーやケアラー支援の団体の交流を兼ねた報告会を実施できた。

きょうだい会やコーダの会などこれまでつながりのなかった会も含め、16 団体が集まり、顔を合わせながらの活動の共有と交流により共通の課題もみえ、実施する意義は大きい。今後の開催については再考が必要である。

また全国介護者支援団体連合会へも、連盟として条例化の動向なども情報提供をしたことで、地域団体の政策への啓発につながったのではと思われた。今後も様々な団体と連携をしながら政策形成としての運動の拡がりを意識的に担う役割がある。

京都では、京都に拠点をおく当事者・支援者組織で活動しているリーダー層 25 人を共同代表とする 「ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都(京都ケアラーネット)」(2022 年 4 月 1 日発足)の取り組みを支援し連携してきた。京都のネットワークでは、①京都の各自治体においてケアラー支援条例の制定作業が早急に立ち上がること、②その制定作業にネットワークやケアラー当事者もしっかりと 参画し議論の場が保障されること、を訴えている。

事業—7. 国際ネットワークの取り組み

1) I A C O 関係

2022 年度には I A C O 総会や会議は開催されなかった。

2022 年 5 月に行われた米国のケアラー支援組織である N A C が主催するグローバルなケアラー会議 World Carers Conversation 2022 のイベントで世界のケアラーを対象としたフォトボイスプロジェクトがあり、ケアラー連盟が依頼を受けて協力し、日本から 3 名のケアラーが参加した。N A C のホームページでは発信されているほか、ケアラー連盟のニュース記事でも発信した。

また、グローバルレポートのスポンサーかつ共同作成者の Embracing Carer から、無償労働のギャップについて APEC 各国に認知を広めていくことが目的である APEC Embracing Carers の Expert Advisory Group への参加の招待があり、山口理事が委員として参加した。2022 年 12 月にオンラインのワークショップや質問紙調査が実施された。次年度以降にもワークショップがあり、最終まとめが APEC 会議で報告されていく予定である。

2) I A C O 英文資料の和訳

FIT チャリティ・ラン寄付事業の一環として、グローバルレポート(The Global State of Caring report)増補版(18 か国、2021 年 8 月作成)の日本語版を IACO (Carers カナダ)の協力を得て、全 18 か国の日本語版を英語版と同様のデザインで 2022 年 7 月完成した。このレポートは、5つの軸(認知、金銭的支援、教育・雇用、健康・ウェルビーイング、情報知識)と先駆的实践のページが各国ごとに掲載されている。ケアラー連盟の HP で電子版をだれもがアクセスするようにし、普及にむけ印刷版(非売品)を会員や関係者に配布した。

3) 英語版 HP

英語版 HP については、HP 全面改訂のなかで検討がなされた。

III. 組織運営

組織運営—1. 組織運営

1) 会員

2023 年 3 月 31 日現在、正会員 108 名(うち理事・監事 13 名)、応援会員 75 名(うち 8 団体)。計 183 名(うち 8 団体)となっている。

会員が全国に分散していることから、会員の活動への参加・貢献実感が高まるよう活動と運営の工夫が必要となっている。フォーラムやセミナー、総会がリモート開催となっていることから、全国からの参加・参画が可能となっており、以前よりは参加・参画の可能性が拡大しているところはメリットといえる。しかし、地域での活動推進支援、成果物の共有など、各地域での取り組みに各種情報やツールを還元・共有していく工夫が求められる。

2) 第 1 回理事会

第 1 回理事会は、2022 年 4 月 16 日(土)に、事務所移転について確認するため、リ

モートにて開催した。

3) 第2回理事会

2022年6月26日(日)に、リモートにて開催した。

4) 定時総会

定時総会は、2022年6月26日(日)に、リモートにて開催した。コロナ禍による文書議決形式が2年続いていることから、22年度は全社員のリモート参加とし、出席可能者が参集し、社員の参加保障を実現することができた。

5) 運営委員会

2021年度より、運営委員会は各月開催とし、事務局会議と運営委員会の機能を分離し、運営の効率化を図ってきた。運営委員会は、現在リモート会議となっているため、全国の理事の出席が可能となっており、できる限り地域の情報や、政策、方針に係る議論に時間を割くこととした。事務的機能に関する協議は、随時首都圏在住理事及び事務局スタッフで事務局会議を開催し運営委員会を補完していくものとしているが、定期開催に至っていない。

6) 事務局体制

2022年度は、各種助成事業や寄付金をもとにした事業など、事業が煩雑となってきたため、事務局体制を強化した。IT環境にも対応でき、受託事業や助成事業の運営、会計処理など、事務局複数体制が実現し、安定した事務局機能が発揮できる体制となった。

定例的に事務局会議を開催し、効率的な実務運営と運営方針の共有に向け、協議・打ち合わせをしながら進めることとしているが、事務局会議の定例化はできていない。新年度より、人員変更に伴う事務局体制づくりが課題となっている。

7) デジタル環境の整備と広報体制の確立

HPの抜本的な改修・拡充、より見やすく検索しやすいHPが、4月1日より公開された。ICT環境に詳しい技術サポーターも配置することができ、安定したメンテナンスが実現できている。Facebookについても、専任の担当者がタイムリーな情報発信に取り組み、迅速かつ定期的な更新も定着し、アクセス数も増加している。

8) DM等名簿管理

会員管理や、各種広報のため、名簿のメンテナンスはリアルタイムで求められる。事務局担当者による、メンテナンスが順調に行われている。

9) 事務所の移転について

2022年4月末より現在地、新宿区新宿1-2-4-7ルネ御苑プラザ513号室の関係団体との共同事務所に移転した。事務所利用日の調整のため、電話対応による事務所開設日は月曜日となった。

組織運営—2. 財政運営

今年度は、日本財団からの助成金を原資としたヤングケアラー支援としての啓発DVDの販売ならびにインストラクターの養成研修が予想を超える応募があったこともあり、一定の収益を得ることができたこと、また企業からの寄付もいくつかの申し出があったこと等もあり、来年度の財政基盤が整った。

しかし恒常的な事業ではないため、来年度以降は収益事業の構想が必要になっている。四半期ごとの見直しまではできなかった。

なお、事務及び事業担当の各理事の物理的、時間的負担が過剰となっており、一定の費用弁償が必要な状況となっている。交通費の支払いなど環境整備をしたうえで、必要な費用弁償について検討していくこととしたい。